

作物名 〔作型・栽培法〕	薬剤名・剤型 ○ 種類名 ● 商品名	有効成分および含有率	委託者名	担当場所 (場所数)	試験の種類(ねらい)．処理方法；処理時期；散布薬量(製品/a)等	新継の別 今回判定 前回判定	判定理由または内容〔前回判定内容〕
5. ユリ (つづき)	(1) NS-80 水溶剤 (つづき)				リン片ざし時；原体粉末および10倍液．		
〔一般慣行〕 (S.56 春夏)	(2) S-07 液剤 ○ _____ ● _____	前 掲 …… 500 ppm	住友化学工業	千葉暖地園試，新潟潟園試，鹿児島農試，同大島支場． (4)	適用性〔草高抑制等わい化効果〕． 土壌灌注処理；草高5～10 cm時頃；0.25, 0.5, 1.0 ml(製品)/50～100 ml(水)/鉢．	新 〔継〕	〔試験年次不足〕
6. ポインセチア 〔鉢植慣行〕 (同 上)	(1) S-07 液剤 ○ _____ ● _____	前 掲 …… 500 ppm	同 上	千葉暖地園試，愛知農総試験研． (2)	適用性〔草高抑制等わい化効果〕． 茎葉処理；ピンチ10日後頃；10, 30, 50 ppm, 5～10 ml/鉢．	新 〔継〕	〔試験年次不足〕
7. 花木類 〈ツツジ等〉 〔鉢植・温室等〕 (同 上)	(1) S-07 液剤 ○ _____ ● _____	同 上	同 上	三重農技センター． (1)	適用性〔わい化効果〕． 葉面散布；25, 50, 100 ppm． 〈その他詳細については試験成績集録参照〉	新 〔継〕	〔試験年次不足〕
8. 松 〔盆栽〕 (同 上)	(1) B A 液剤 ○ _____ ● ヘルボス	N-6-ベンジルアミノプリン …… 2%	興 人	香川農試府中分場． (1)	適用性〔盆栽仕立の腋芽発生促進〕． 〈詳細については試験成績集録参照〉	新 実・継	実：〔クロマツ・盆栽；腋芽発生促進〕 新梢伸長期；0.5%液；薬液をしみ込ませた綿球をアルミホイル等で被覆し，5日間新梢頂部処理． 継：処理方法について．
〔同 上〕 (同 上)	(2) B A ペースト ○ _____ ● ヘルボス	同 上 …… 0.5%	同 上	同 上 (1)	同 上	新 継	●試験年次不足．

「いわゆる非農耕地用除草剤」の農薬登録について

昭和57年6月18日の農林水産省農蚕園芸局主催の「農薬生産対策協議会」において，いわゆる非農耕地用除草剤の取扱いについての今後の方針が述べられ，それに基づいて7月29日に，農薬検査所

から、農薬登録について次のような具体的な取扱いが示された。

除草剤（いわゆる非農耕地用）の農薬登録申請について

昭和 57 年 7 月 29 日

農林水産省農薬検査所

除草剤（いわゆる非農耕地用、以下同じ）の登録を申請するに当たっては、従来の非食用除草剤と同様ですが、既に商品化されている場合もあるので、これらの実態をふまえて登録事務の円滑化を図ることにしました。

しかしながら、環境に及ぼす影響、国民の健康の保護については、細心の留意を払う必要がありますので、くれぐれもこの点に関しては、企業の社会的責任を自覚して対処して下さい。

以下、除草剤の登録申請にあたっての留意事項等について説明します。

記

1. 農薬登録申請書の申請時期及び方法について

(1) 申請時期

① 除草剤の農薬登録申請書の受付は、57年 8 月から開始します。

② 現在、除草剤として現に流通しているものについては、受付開始日から約 5 カ月以内に申請するようにしてください。

③ ②のうち登録申請上必要な添付資料の整備を進めているもの及び②以外の除草剤については、登録事務の円滑化を図るため、登録申請の準備ができ次第速やかに申請してください。

(2) 申請方法

申請方法は従来のもと同様にして下さい。

なお、適用範囲、使用上の注意事項等申請内容が同一のものについては、できるだけまとめて登録手続をとるようにして下さい。

2. 登録申請書の記載方法について

登録申請書の記載事項のうち、特に「適用病虫害の範囲及び使用方法」については、次の事項に留意して下さい。

(1) 適用場所

「公園、庭園、堤とう、駐車場、道路、運動場、宅地、のり面等」等と表現すること。

(2) 適用雑草名

「一年生雑草（又は一年生イネ科雑草、一年生広葉雑草）、多年生雑草（又は多年生イネ科雑草、多年生広葉雑草）」と表現すること。

なお、多年生雑草のうちで使用される薬剤の使用方法等が大きく異なるなどの理由で特定の雑草を記載する必要がある場合は、その雑草名を記載すること（例「ススキ」「ササ類」「クズ」等）。

(3) 使用上の注意事項

別表のとおりとする（別表、使用上の注意事項の記載例は省略）。

3. 登録申請上の添付資料の種類

登録申請書に添付する資料は、既登録農薬、新規化合物等により、それぞれ次の事項に留意して提出して下さい。

(1) 既登録農薬の変更登録（適用拡大）申請

①薬効試験

2件以上とし自社データでも受付けます。

②必要に応じてその他の資料

(2) 既登録農薬と同一化合物の新混合剤、新剤型製剤、新製剤及び既登録農薬の新規登録申請

①製剤の品質管理等に関する資料

分析法の検討資料のほか、新混合製剤及び新剤型製剤にあっては、経時安定性の試験成績（苛酷試験でも受付けます）。

②成分に関する資料

原体及びその他成分（補助成分及び原体副成分）の組成等

③薬効試験

3件以上とし、自社データでも受付けます。但し、自社データについては、再登録までに公的データにかえることが必要です。

④毒性試験（同意書でも可）

急性毒性（2動物3経路及び経皮）

亜急性毒性

混合毒性（混合剤のみ、製剤の経口、経皮及び各原体の経皮）

変異原性

解毒法

⑤土壌残留性試験（使用量、使用方法等から必要に応じて提出すること）

圃場試験及び容器内試験ごとのそれぞれ特性の異なる2種類以上の土壌の試験

⑥必要に応じてその他の資料

(3) 新規化合物の登録申請

①製剤の品質管理等に関する資料

分析法の検討資料、物理的・化学的性質についての資料及び経時安定性の試験成績（苛酷試験でも可）

②成分に関する資料

(2)の②と同じ

③薬効試験

3件以上とし、自社データでも受付けます。但し、再登録までにいずれも公的データ3件以上を追加提出して下さい。

④毒性試験

(2)の④の試験の種類と同じ

⑤土壌残留性試験

(2)の⑤の試験の種類と同じ

⑥魚毒性試験

原体及び製剤についてのコイ（48時間後のTL_m値）及びミジンコ（3時間後のTL_m値）の試験

⑦必要に応じてその他の資料

4. そ の 他

- (1) 除草剤の農薬登録申請上の取扱いは原則として非食用対象農薬に準じて扱います。
- (2) 散布者及び周辺の人、家畜に対する安全対策並びに環境に対する影響などから特に問題のある薬剤については、必要に応じて上記資料のほかに各種の資料の提出を求めることがありますので、別途個別具体的に指示します。
- (3) 薬剤の名称については、同一会社の同一薬剤が複数の名称をもつこと（同一薬剤が2つ以上の登録をとること）は好ましくありません。但し、現在流通しているものでやむを得ない事情のあるものは、個別具体的に検討します。
- (4) 製品を誇張する形容詞等を名称につけることは、さしひかえて下さい。但し、現在流通しているものについては、商標権等との関連で個別具体的に検討します。
- (5) 新規登録申請をする場合は、できるだけ非食用作物等とセットにして下さい。
- (6) 現在、除草剤として登録されている農薬について、当該農薬の登録所有者がいわゆる非農耕地へ適用拡大を申請する際は、その登録されている適用雑草名や使用方法等と大きな違いがない限り、薬効試験成績等を省略することができます。但し、その場合は別途資料省略理由書（登録票の写を含む）を添付して下さい。
- (7) 新たに薬効及び安全性評価のための試験等を実施する場合等は、農薬工業会または財団法人日本植物調節剤研究協会に相談して下さい。

— 農業改良普及員の皆様へ —

日本の農業技術向上のために、日夜努力を重ねておられる普及員の皆様に、少しでもお役に立てるよう、本誌の編集内容を百八十度転換し、より充実した雑誌に育ててゆきたいと存じます。つきましては、普及員の皆様の生の声をお聞かせ願いたいと存じますので、掲載希望記事等につき、本誌編集部にお寄せ下さるよう、お願い申し上げます。

— (編集子) —